

公益財団法人 総合研究開発機構 役員等報酬規程

(総則)

第1条 公益財団法人総合研究開発機構（以下「本財団」という。）定款第14条、第28条及び第35条の規定に基づき、役員、評議員及び研究評価委員の報酬等の支給に関しては、この規程の定めるところによる。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいい、評議員及び研究評価委員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員等とは、常勤役員以外の役員、並びに評議員及び研究評価委員をいう。
- (4) 報酬等とは、給与、謝金等の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める職務遂行の対価として受ける財産上の利益並びに退職手当をいい、その名称のいかんを問わない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、前号に規定する報酬等を含まない。

(支給)

第3条 本財団は、役員等に対して次の各号に掲げる報酬等及び費用を支給することができる。

- (1) 常勤役員には、月額給与のほか、通勤手当を支給することができる。なお、定例支給日、支給方法、月額給与より控除する額等、支給に関する詳細は、職員の例による。
 - (2) 非常勤の役員等には、職務遂行の対価として、評議員会、理事会及び研究評価委員会への出席に対する謝金、並びに研究業務に参加する非常勤の理事には、研究実施、研究指導等、研究開発に係る謝金を支給することができる。
 - (3) 役員等が職務遂行に当たって発生する費用については遅滞なく支給し、前払いを要するものは前もって支払うことができる。
- 2 役員等には、賞与を支給しない。
- 3 常勤理事の退職に当たっては、その任期に応じ第5条に規定する退職手当を支給できる。

(給与及び謝金の額)

第4条 常勤役員の給与の額は、下表のとおり、次に掲げる各号を総合的に勘案の上決定する。

(下表)

区分	1人当たり上限月額	決定方法
理事	40万円(常勤) 支給せず(非常勤)	理事長が理事会の承認を得て決定
監事	20万円(常勤) 支給せず(非常勤)	評議員会にて決定

(1) 勤務日数及び勤務時間

(2) 類似の他の公益法人の役員等の報酬の額

(3) 民間の調査研究所の役員等の報酬の額

(4) 当該役員等の経歴

2 前条第1項第2号に規定する非常勤の役員等の評議員会、理事会及び研究評価委員会への出席に支給する謝金の額は、1回につき22,000円とする。

3 前条第1項第2号に規定する研究業務に参加する非常勤の理事へ、研究実施、研究指導等、研究開発に係る謝金の額は、1人あたり月額40万円を上限とし、理事会の承認を経て決定する。なお、本項に定める謝金を支払う理事には、前項の出席に対して支給する謝金は支払わない。

4 職員を兼務する理事の給与及び退職手当は、兼務の状況によって役員と職員に区分して支給する。

5 第1項から第3項までに定める役員等に支給する報酬等の額及び次条に定める常勤理事の退職手当に係る引当金繰入額の合計は、評議員会の決議によってそれぞれ定められた総額の範囲内としなければならない。また、評議員に支給する謝金の合計は、定款第14条第1項に規定する総額の範囲内としなければならない。

(退職手当)

第5条 退職手当は、任期満了、辞任又は死亡により退職した常勤理事に対して、理事会の承認を得て理事長が決定し、支給する。死亡により退職した場合は、その法定相続人に支払う。ただし、その退職が次の各号の一に該当する場合には支給しない。

(1) 常勤理事に職務上の義務違反その他役員たるに適しない行為があると理事長が認め解任された場合

(2) 禁固以上の刑に処せられたことにより退職した場合

2 退職手当の額は、退職又は死亡した日における月額給与額に100分の12.5の割合を

乗じて得た額に、常勤理事として任命された日から起算した在職期間の月数（1月未満の端数は切り上げ）を乗じて得た額とする。ただし、退職手当の額は、その者の勤務実績等に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

（公表）

第6条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改正）

第7条 この規程の改正は、評議員会の決議により行う。

（補則）

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。